

稻荷山トンネル（新十条通）における環境対策の経過について

1 環境影響評価

新十条通の事業実施に当たり、平成6年に阪神高速道路株式会社（当時阪神高速道路公団）が、京都高速道路5路線完成時の新十条通の計画交通量（33,700台／日）を対象に環境影響評価を実施し、環境基準を満足する結果となりました。

京都市環境影響評価審査委員会からも「概ね妥当」との意見を得ています。

2 環境対策

環境影響評価にて環境基準を満足する結果を得ていますが、阪神高速道路株式会社及び京都市では、独自の環境対策として次のことに取り組んできました。

(1) 阪神高速道路株式会社（平成31年4月以降は京都市）

- ア 当初設置予定のフィルター方式集じん機より小さな粉じんを集じん可能な電気集じん機を設置
 - イ 供用前後における季節（春夏秋冬）ごとの環境測定の実施
 - ウ 供用後における環境測定の継続実施
 - エ 測定結果の公表
- (2) 京都市
- ア トンネル内排気ガス濃度測定を四半期ごと7日間測定

3 更なる環境対策

独自の環境対策の他、市民の皆様のより一層の安心・安全のために、京都市として阪神高速道路株式会社に強く申し入れを行った結果、更なる環境対策として次のことに取り組んできました。

(1) 阪神高速道路株式会社（平成31年4月以降は京都市）

- ア 環境測定値のモニター設置
- イ トンネル坑口等に二酸化窒素（NO₂）の低減効果のある光触媒塗装の実施

(2) 京都市

- ア 供用後の環境測定において、国の環境基準を超える事態が生じた場合や環境への影響が懸念される場合に、その原因究明や環境保全対策について、阪神高速道路株式会社及び京都市に提言し、地域の環境保全に寄与することを目的に「京都市稻荷山トンネル安全対策委員会」を設置。

4 経過

平成19年 8月～平成20年5月 供用前 春夏秋冬 大気質調査

平成20年 6月 稲荷山トンネル開通

平成20年 8月 第1回委員会

平成20年 8月～平成21年5月 供用後 春夏秋冬 大気質調査

平成21年 8月 第2回委員会

平成22年 9月 第3回委員会

平成23年 8月 第4回委員会

平成24年 9月 第5回委員会

平成24年11月～平成25年11月 土壤脱硝施設モニタリング調査

平成25年12月 第6回委員会

平成26年 3月 土壤脱硝施設休止

平成26年 7月 トンネル内排気ガス濃度測定の開始（土壤脱硝施設内の測定器使用）

平成26年12月 第7回委員会

平成27年 4月 トンネル内排気ガス濃度測定を四半期ごと7日間測定の開始

平成27年12月 第8回委員会

平成29年 1月 第9回委員会

平成29年12月 第10回委員会

平成31年 1月 第11回委員会

平成31年 4月 稻荷山トンネルが阪神高速道路株から京都市へ移管

令和 元年12月 第12回委員会